

令和2年第3回南島原市教育委員会定例会

日時 令和2年3月26日(木) 午後2時
場所 南有馬庁舎 2階会議室

議事日程

第1 開会

第2 前回会議録の承認

第3 会議録署名人の指名

第4 教育長報告

第5 議案審議

- 議案第8号 南島原市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について
- 議案第9号 南島原市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について
- 議案第10号 南島原市立小・中学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について
- 議案第11号 南島原市立幼稚園管理規則を廃止する規則について
- 議案第12号 南島原市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則について
- 議案第13号 南島原市英語指導助手任用規則の一部を改正する規則について
- 議案第14号 南島原市教育振興基本計画検討委員会設置要綱の一部を改正する告示について
- 議案第15号 南島原市就学援助事務取扱要綱の一部を改正する告示について
- 議案第16号 南島原市立幼稚園等副食費助成事業補助金交付要綱を廃止する告示について
- 議案第17号 南島原市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱を廃止する告示について
- 議案第18号 南島原市教育委員会事務決裁規程の制定について
- 議案第19号 南島原市教育委員会会計年度任用職員職務規程の制定について
- 議案第20号 南島原市立小・中学校に勤務する職員の自家用車による公務旅行に関する取扱規程の一部を改正する訓令について
- 議案第21号 南島原市世界遺産推進本部設置要綱の一部を改正する訓令について
- 議案第22号 教育財産の用途廃止について
- 議案第23号 学校医の変更について
- 議案第24号 南島原市スポーツ推進委員の委嘱について
- 議案第25号 南島原市教育委員会事務局職員の辞令発令について

第6 その他

- (1) 準要保護児童生徒就学援助の申請について
- (2) 次回教育委員会定例会の開催について
- (3) その他

第7 閉会

令和2年第3回南島原市教育委員会定例会教育長報告

○令和元年2月の諸会議並びに諸行事

- 21日(金) 10:00 令和元年度地区別教育長会(雲仙市)
14:00 令和2年第2回教育委員会定例会(南有馬庁舎)
- 22日(土) 10:00 第19回南島原市セミナーヨ現代版画展表彰式(コレジヨホール)
- 25日(火) 10:00 市議会(一般質問)～26日(有家庁舎)
- 27日(木) 10:00 市議会(一般質問、議案質疑、委員会付託)(有家庁舎)
- 28日(金) 16:00 新型インフルエンザ等対策推進会議(西有家庁舎)
- 29日(土) 10:00 第22回有馬ひょうたん展開会式及び表彰式(ピロティ文化センター)

○令和2年3月の諸会議並びに諸行事

- 1日(日) 10:00 県立高校卒業式(口加高校・島原翔南高校)
- 5日(木) 10:00 市議会(予算審査特別委員会)(有家庁舎)
- 5日(木) 10:00 市議会(文教厚生委員会)(有家庁舎)
- 6日(金) 13:30 第9回南島原市校長研修会(カムス)
- 9日(月) 14:00 南島原市学校給食会第3回役員会(コレジヨホール)
17:00 V・ファーレン長崎表敬訪問(西有家庁舎)
- 11日(水) 9:30 部局長会議(西有家庁舎)
10:30 南島原市行政改革推進本部会議
南島原市まち・ひと・しごと創生本部会議(西有家庁舎)
- 13日(金) 15:00 市社会福祉協議会長来庁(防犯ブザー贈呈)(南有馬庁舎)
- 14日(土) 10:00 北有馬幼稚園卒園式・修了式(北有馬幼稚園)
- 16日(月) 14:00 新型コロナウイルス感染症対策本部会議(西有家庁舎)
- 17日(火) 10:00 南島原市学校施設長寿命化計画策定にかかる報告会(南有馬庁舎)
- 18日(水) 15:30 令和元年度臨時校長研修会(カムス)
- 19日(木) 10:00 市議会(閉会、委員長報告、採決)(有家庁舎)
- 23日(月) 10:00 南島原市中学校体育連盟活動報告(南有馬庁舎)
- 24日(火) 9:30 部局長会議(西有家庁舎)
13:30 第2回南島原市アーティスト・イン・レジデンス事業招へい作家作品寄贈式(西有家庁舎)
14:30 口之津中学校自作パンフレット贈呈(南有馬庁舎)

議案第8号

南島原市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について

提案理由

北有馬幼稚園について、令和2年3月31日をもって廃止し、令和2年4月1日から認定こども園へ移行するため及び学校教育課内の事務について、実態に応じて見直しを行うため、所要の改正を行うもの。

令和2年3月26日提出

南島原市教育委員会
教育長 永田 良二

南島原市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

南島原市教育委員会事務局組織規則（平成18年南島原市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1 教育総務課の項中「臨時的任用職員等」を「会計年度任用職員等」に、「賃金」を「報酬」に改め、同表学校教育課の項を次のように改める。

学校教育課	学事班	<ol style="list-style-type: none"> (1) 市立小学校及び中学校の通学区域の設定、変更及び廃止に関する事。 (2) 児童生徒の就学、転学、退学等に関する事。 (3) 学齢簿の作成、整理及び保管に関する事。 (4) 学校の予算配当及び予算執行審査に関する事。 (5) 教科書の無償給与事務に関する事。 (6) 教材用備品に関する事。 (7) スクールバス及び通学補助に関する事。 (8) 児童生徒の就学援助に関する事。 (9) 教育美術展及び科学技術展に関する事。 (10) 学校事務の共同実施に関する事。 (11) 学校事務研究会に関する事。 (12) 学校教育予算に関する事。 (13) 小・中学校適正規模・適正配置に関する事。 (14) 学校の設置及び廃止に関する事。
	学校教育班	<ol style="list-style-type: none"> (1) 学級編制に関する事。 (2) 教職員の服務管理に関する事。 (3) 教職員の人事に関する事。 (4) 教材教具の整備に関する事。 (5) 学校統計に関する事。 (6) 外国語指導助手及び英語指導助手に関する事。 (7) 学校評議員に関する事。 (8) 特別支援教育に関する事。 (9) 教職員の福利厚生に関する事。 (10) 教職員の職員団体に関する事。 (11) 教科用図書採択及び教材に関する事。

	<ul style="list-style-type: none"> (12) 校長会、教頭会等に関する事。 (13) 研究指定・教職員研修に関する事。 (14) 学校の行事等に関する事。 (15) 学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項（教育相談等を含む。）に関する事。 (16) 人権教育に関する事。
学校保健班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 児童生徒及び教職員の健康管理に関する事。 (2) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する事。 (3) 児童生徒の福利厚生に関する事。 (4) 就学時健康診断に関する事。 (5) 学校の環境衛生に関する事。 (6) 結核対策に関する事。 (7) 学校給食に関する事。 (8) 児童生徒の安全に関する事。 (9) 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する事。 (10) 学校体育に関する事。

別表第2中「幼稚園及び」を削る。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

南島原市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新			旧		
別表第1 (第3条関係)			別表第1 (第3条関係)		
(略)			(略)		
教育総務課	総務班	(1) 教育委員会の庶務に関する事。 (2) 教育委員会の会議に関する事。 (3) 規則、訓令、告示の制定及び改廃並びに法規に関する事。 (4) 叙勲、褒章及び表彰に関する事。 (5) 文書の收受及び発送に関する事。 (6) 公印の保管に関する事。 (7) 情報公開及び個人情報保護に関する事。 (8) 奨学資金に関する事。 (9) 局内事務の総合調整に関する事。 (10) 市長部局等との連絡調整に関する事。 (11) 訴願、訴訟、和解、請願及び陳情に関する事。 (12) 事務事業の推進管理に関する事。 (13) 経理関係の調査及び統計に関する事。 (14) 教育委員会所管職員の任免、給与、服務、分限その他の人事に関する事。 (15) 教育委員会所管職員の公務災害補償に関する事。	教育総務課	総務班	(1) 教育委員会の庶務に関する事。 (2) 教育委員会の会議に関する事。 (3) 規則、訓令、告示の制定及び改廃並びに法規に関する事。 (4) 叙勲、褒章及び表彰に関する事。 (5) 文書の收受及び発送に関する事。 (6) 公印の保管に関する事。 (7) 情報公開及び個人情報保護に関する事。 (8) 奨学資金に関する事。 (9) 局内事務の総合調整に関する事。 (10) 市長部局等との連絡調整に関する事。 (11) 訴願、訴訟、和解、請願及び陳情に関する事。 (12) 事務事業の推進管理に関する事。 (13) 経理関係の調査及び統計に関する事。 (14) 教育委員会所管職員の任免、給与、服務、分限その他の人事に関する事。 (15) 教育委員会所管職員の公務災害補償に関する事。

新		旧	
	<p>と。</p> <p>(16) <u>会計年度任用職員等</u>の雇用及び<u>報酬</u>の支払に関する こと。</p> <p>(17) 労働安全衛生管理に関すること。</p> <p>(18) 教育委員会に係る事務の管理及び執行の状況の点 検及び評価並びにその公表に関すること。</p> <p>(19) 教育振興基本計画に関すること。</p> <p>(20) 広報及び教育行政に関する相談に関すること。</p> <p>(21) 総合教育会議の運営の補助に関すること。</p> <p>(22) 教育予算、決算及び経理の総合調整に関するこ と。</p> <p>(23) 備品購入に関すること。</p> <p>(24) 物品の管理事務の連絡調整に関すること。</p> <p>(25) 検収事務の連絡調整に関すること。</p> <p>(26) 前各号に掲げるもののほか、他の課等に属さない こと。</p>		<p>と。</p> <p>(16) <u>臨時的任用職員等</u>の雇用及び<u>賃金</u>の支払に関する こと。</p> <p>(17) 労働安全衛生管理に関すること。</p> <p>(18) 教育委員会に係る事務の管理及び執行の状況の点 検及び評価並びにその公表に関すること。</p> <p>(19) 教育振興基本計画に関すること。</p> <p>(20) 広報及び教育行政に関する相談に関すること。</p> <p>(21) 総合教育会議の運営の補助に関すること。</p> <p>(22) 教育予算、決算及び経理の総合調整に関するこ と。</p> <p>(23) 備品購入に関すること。</p> <p>(24) 物品の管理事務の連絡調整に関すること。</p> <p>(25) 検収事務の連絡調整に関すること。</p> <p>(26) 前各号に掲げるもののほか、他の課等に属さない こと。</p>
施設管理 班	<p>(1) 学校教育施設の整備及び維持管理に関すること。</p> <p>(2) 社会教育施設の整備及び維持管理に関すること。</p> <p>(3) 社会体育施設の整備及び維持管理に関すること。</p> <p>(4) その他体育施設の整備及び維持管理に関するこ と。</p>	施設管理 班	<p>(1) 学校教育施設の整備及び維持管理に関すること。</p> <p>(2) 社会教育施設の整備及び維持管理に関すること。</p> <p>(3) 社会体育施設の整備及び維持管理に関すること。</p> <p>(4) その他体育施設の整備及び維持管理に関するこ と。</p>

新			旧		
		(5) 工事その他契約に関すること。			(5) 工事その他契約に関すること。
学校教育課	学事班	(1) 市立小学校及び中学校の通学区域の設定、変更及び廃止に関すること。 (2) 児童生徒の就学、転学、退学等に関すること。 (3) 学齢簿の作成、整理及び保管に関すること。 (4) 学校の予算配当及び予算執行審査に関すること。 (5) 教科書の無償給与事務に関すること。 (6) 教材用備品に関すること。 (7) スクールバス及び通学補助に関すること。 (8) 児童生徒の就学援助に関すること。 (9) 教育美術展及び科学技術展に関すること。 (10) 学校事務の共同実施に関すること。 (11) 学校事務研究会に関すること。 (12) 学校教育予算に関すること。 (13) 小・中学校適正規模・適正配置に関すること。 (14) 学校の設置及び廃止に関すること。	学校教育課	学事班	(1) 市立小学校及び中学校の通学区域の設定、変更及び廃止に関すること。 (2) 児童生徒の就学、転学、退学等に関すること。 (3) 学齢簿の作成、整理及び保管に関すること。 (4) 幼稚園及び学校の予算配当並びに予算執行審査に関すること。 (5) 教科書の無償給与事務に関すること。 (6) 教材用備品に関すること。 (7) スクールバス及び通学補助に関すること。 (8) 就園奨励費補助に関すること。 (9) 児童生徒の就学援助に関すること。 (10) 教育美術展及び科学技術展に関すること。 (11) 学校事務の共同実施に関すること。
	学校教育班	(1) 学級編制に関すること。 (2) 教職員の服務管理に関すること。 (3) 教職員の人事に関すること。 (4) 教材教具の整備に関すること。		学校教育班	(1) 学校の設置及び廃止に関すること。 (2) 幼稚園に関すること。 (3) 学級編制に関すること。 (4) 教材教具の整理に関すること。 (5) 学校統計に関すること。

新		旧	
	<ul style="list-style-type: none"> (5) 学校統計に関する事。 (6) 外国語指導助手及び英語指導助手に関する事。 (7) 学校評議員に関する事。 (8) 特別支援教育に関する事。 (9) 教職員の福利厚生に関する事。 (10) 教職員の職員団体に関する事。 (11) 教科用図書の採択及び教材に関する事。 (12) 校長会及び教頭会等に関する事。 (13) 研究指定・教職員研修に関する事。 (14) 学校の行事等に関する事。 (15) 学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項（教育相談等を含む。）に関する事。 (16) 人権教育に関する事。 		<ul style="list-style-type: none"> (6) 児童生徒の地域間交流に関する事。 (7) 外国語指導助手及び英語指導助手に関する事。 (8) 学校評議員に関する事。 (9) 教育支援に関する事。 (10) 就学時健康診断に関する事。 (11) 教職員の任免、服務、分限その他人事に関する事。 (12) 教職員の休暇、旅行に関する事。 (13) 教職員の福利厚生に関する事。 (14) 教職員の職員団体に関する事。 (15) 教科用図書の採択及び教材に関する事。 (16) 校長会及び教頭会等に関する事。 (17) 教職員の研修に関する事。 (18) 幼稚園及び学校の行事等に関する事。 (19) 遠足、見学及び修学旅行に関する事。 (20) 学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項（教育相談等を含む。）に関する事。 (21) 人権教育に関する事。
		学校保健	(1) 園児及び児童生徒並びに教職員の健康管理に関する事。

新			旧		
	学校保健班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 児童生徒及び教職員の健康管理に関する事。 (2) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する事。 (3) 児童生徒の福利厚生に関する事。 (4) 就学時健康診断に関する事。 (5) 学校の環境衛生に関する事。 (6) 結核対策に関する事。 (7) 学校給食に関する事。 (8) 児童生徒の安全に関する事。 (9) 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する事。 (10) 学校体育に関する事。 		班	<ul style="list-style-type: none"> ること。 (2) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する事。 (3) 園児及び児童生徒の福利厚生に関する事。 (4) 学校の環境衛生に関する事。 (5) 結核対策に関する事。 (6) 学校給食に関する事。 (7) 園児及び児童生徒の安全に関する事。 (8) 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する事。 (9) 学校体育に関する事。
生涯学習課	生涯学習班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生涯学習の推進に関する事。 (2) 生涯学習の企画、調査及び連絡調整に関する事。 (3) 社会教育施設の運営に関する事。 (4) 社会教育委員に関する事。 (5) 社会教育指導員に関する事。 (6) 成人教育に関する事。 (7) 人権及び同和教育に関する事。 	生涯学習課	生涯学習班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生涯学習の推進に関する事。 (2) 生涯学習の企画、調査及び連絡調整に関する事。 (3) 社会教育施設の運営に関する事。 (4) 社会教育委員に関する事。 (5) 社会教育指導員に関する事。 (6) 成人教育に関する事。 (7) 人権及び同和教育に関する事。 (8) 市立図書館に関する事。

新		旧	
	<ul style="list-style-type: none"> (8) 市立図書館に関する事。 (9) 社会教育団体の育成及び支援に関する事。 (10) 市民芸術文化活動の推進に関する事。 (11) 文化団体の育成及び支援に関する事。 (12) 公民館講座の企画調整に関する事。 (13) 公民館に関する事。 (14) 公民館運営審議会に関する事。 (15) 自治公民館の支援に関する事。 (16) 児童青少年教育に関する事。 (17) 児童青少年団体の育成及び指導者育成に関する事。 (18) 児童青少年関係機関との連絡調整に関する事。 (19) ユネスコ活動に関する事。 (20) その他生涯学習に関する事。 		<ul style="list-style-type: none"> (9) 社会教育団体の育成及び支援に関する事。 (10) 市民芸術文化活動の推進に関する事。 (11) 文化団体の育成及び支援に関する事。 (12) 公民館講座の企画調整に関する事。 (13) 公民館に関する事。 (14) 公民館運営審議会に関する事。 (15) 自治公民館の支援に関する事。 (16) 児童青少年教育に関する事。 (17) 児童青少年団体の育成及び指導者育成に関する事。 (18) 児童青少年関係機関との連絡調整に関する事。 (19) ユネスコ活動に関する事。 (20) その他生涯学習に関する事。
(略)		(略)	
別表第2 (第3条関係)		別表第2 (第3条関係)	
<ul style="list-style-type: none"> (1) 奨学資金に関する事。 (2) 学校教育施設の維持管理に関する事。 (3) 児童生徒の就学、転学、退学等に関する事。 (4) 児童生徒の就学援助に関する事。 (5) 市立小・中学校に関する事。 (6) 生涯学習の推進に関する事。 		<ul style="list-style-type: none"> (1) 奨学資金に関する事。 (2) 学校教育施設の維持管理に関する事。 (3) 児童生徒の就学、転学、退学等に関する事。 (4) 児童生徒の就学援助に関する事。 (5) 幼稚園及び市立小・中学校に関する事。 (6) 生涯学習の推進に関する事。 	

新	旧
<ul style="list-style-type: none"> (7) 社会教育施設の維持及び管理運営に関する事。 (8) 社会教育団体の育成及び支援に関する事。 (9) 公民館講座に関する事。 (10) 公民館に関する事。 (11) 児童青少年団体の育成及び指導者育成に関する事。 (12) 市民芸術文化活動の推進に関する事。 (13) 文化団体の育成に関する事。 (14) 社会体育の推進に関する事。 (15) 学校体育施設の開放に関する事。 (16) 体力づくりの推進及び実施に関する事。 (17) 社会体育施設の維持及び管理運営に関する事。 (18) 社会体育施設の使用等に関する事。 (19) その他体育施設に関する事。 (20) 文化財に関する事。 	<ul style="list-style-type: none"> (7) 社会教育施設の維持及び管理運営に関する事。 (8) 社会教育団体の育成及び支援に関する事。 (9) 公民館講座に関する事。 (10) 公民館に関する事。 (11) 児童青少年団体の育成及び指導者育成に関する事。 (12) 市民芸術文化活動の推進に関する事。 (13) 文化団体の育成に関する事。 (14) 社会体育の推進に関する事。 (15) 学校体育施設の開放に関する事。 (16) 体力づくりの推進及び実施に関する事。 (17) 社会体育施設の維持及び管理運営に関する事。 (18) 社会体育施設の使用等に関する事。 (19) その他体育施設に関する事。 (20) 文化財に関する事。

○南島原市教育委員会事務局組織規則

平成18年3月31日教育委員会規則第4号

改正

平成19年6月27日教育委員会規則第4号
平成20年3月25日教育委員会規則第1号
平成21年1月26日教育委員会規則第1号
平成21年3月25日教育委員会規則第4号
平成23年8月24日教育委員会規則第2号
平成24年3月26日教育委員会規則第1号
平成25年3月26日教育委員会規則第2号
平成26年2月28日教育委員会規則第2号
平成27年3月27日教育委員会規則第2号
平成28年3月28日教育委員会規則第1号
平成28年12月26日教育委員会規則第23号
平成29年3月23日教育委員会規則第2号
平成30年3月27日教育委員会規則第1号
平成31年3月27日教育委員会規則第3号

南島原市教育委員会事務局組織規則

(目的)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第17条第2項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和31年政令第221号）第6条の規定に基づき、南島原市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の組織及び職の設置等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 事務局に、次の表の左欄に掲げる課及び室（以下「課等」という。）を置き、これらの課等に、それぞれ同表の右欄に掲げる班を置く。

課等	班
教育総務課	総務班、施設管理班
学校教育課	学事班、学校教育班、学校保健班
生涯学習課	生涯学習班
スポーツ振興課	スポーツ振興班
文化財課	文化財班
世界遺産推進室	世界遺産推進班

2 前項に定めるもののほか、事務局の事務の一部を処理するため、教育振興班を置くことができる。ただし、当該教育振興班は、生涯学習課の所管とする。

(事務分掌)

第3条 課等の分掌事務は、別表第1のとおりとする。

2 教育振興班の分掌事務は、別表第2のとおりとする。

(教育次長)

第4条 事務局に教育次長を置く。

2 教育次長は、教育長を補佐し、所管の事務を掌理し、事務局及び教育機関の職員を指揮監督する。

(指導主事)

第4条の2 事務局に指導主事を置く。

2 指導主事は、上司の命を受け、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する。

3 指導主事の職務上の職名は、課長、教育参事監、主幹及び参事とする。

(課長及び室長)

第5条 課に課長を、室に室長を置く。

2 課長及び室長は、教育次長の命を受け、課等の事務を掌理し、その事務を処理するため所属の職員を指揮監督する。

(教育次長等以外の職員の職名及び職務等)

第6条 前3条に定める職員のほか、事務局に必要な職員を置く。

2 前項の職員の職名及び職務等については、法律に特別に定めのあるものを除き、南島原市行政組織規則(平成18年南島原市規則第3号)の規定を準用する。

3 前項に定めるもののほか、施設又は機関に置く職員については、別に定める。

(その他)

第7条 教育委員会の事務処理並びに職員の服務、勤務期間、休暇等、分限及び懲戒等については、別に定めるもののほか、市長部局の例による。

附 則

この規則は、平成18年3月31日から施行する。

附 則(平成19年6月27日教育委員会規則第4号)

この規則は、平成19年7月1日から施行する。

附 則(平成20年3月25日教育委員会規則第1号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年1月26日教育委員会規則第1号)

この規則は、平成21年1月26日から施行する。

附 則(平成21年3月25日教育委員会規則第4号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年8月24日教育委員会規則第2号)

この規則は、平成23年8月24日から施行する。

附 則(平成24年3月26日教育委員会規則第1号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月26日教育委員会規則第2号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年2月28日教育委員会規則第2号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月27日教育委員会規則第2号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月28日教育委員会規則第1号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月26日教育委員会規則第23号）
（施行期日）

1 この規則は、平成28年12月26日から施行する。

（経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）
附則第2条第1項の場合においては、改正後の第1条の規定は適用せず、改正前の第1条の
規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成29年3月23日教育委員会規則第2号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月27日教育委員会規則第1号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月27日教育委員会規則第3号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

課等	班	事務分掌
教育総務課	総務班	(1) 教育委員会の庶務に関すること。 (2) 教育委員会の会議に関すること。 (3) 規則、訓令、告示の制定及び改廃並びに法規に関する こと。 (4) 叙勲、褒章及び表彰に関すること。 (5) 文書の收受及び発送に関すること。 (6) 公印の保管に関すること。 (7) 情報公開及び個人情報保護に関すること。 (8) 奨学資金に関すること。 (9) 局内事務の総合調整に関すること。 (10) 市長部局等との連絡調整に関すること。 (11) 訴願、訴訟、和解、請願及び陳情に関すること。 (12) 事務事業の推進管理に関すること。 (13) 経理関係の調査及び統計に関すること。

		<p>(14) 教育委員会所管職員の任免、給与、服務、分限その他の人事に関すること。</p> <p>(15) 教育委員会所管職員の公務災害補償に関すること。</p> <p>(16) 会計年度任用職員等の雇用及び報酬の支払に関すること。</p> <p>(17) 労働安全衛生管理に関すること。</p> <p>(18) 教育委員会に係る事務の管理及び執行の状況の点検及び評価並びにその公表に関すること。</p> <p>(19) 教育振興基本計画に関すること。</p> <p>(20) 広報及び教育行政に関する相談に関すること。</p> <p>(21) 総合教育会議の運営の補助に関すること。</p> <p>(22) 教育予算、決算及び経理の総合調整に関すること。</p> <p>(23) 備品購入に関すること。</p> <p>(24) 物品の管理事務の連絡調整に関すること。</p> <p>(25) 検収事務の連絡調整に関すること。</p> <p>(26) 前各号に掲げるもののほか、他の課等に属さないこと。</p>
	施設管理班	<p>(1) 学校教育施設の整備及び維持管理に関すること。</p> <p>(2) 社会教育施設の整備及び維持管理に関すること。</p> <p>(3) 社会体育施設の整備及び維持管理に関すること。</p> <p>(4) その他体育施設の整備及び維持管理に関すること。</p> <p>(5) 工事その他契約に関すること。</p>
学校教育課	学事班	<p>(1) 市立小学校及び中学校の通学区域の設定、変更及び廃止に関すること。</p> <p>(2) 児童生徒の就学、転学、退学等に関すること。</p> <p>(3) 学齢簿の作成、整理及び保管に関すること。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> (4) 学校の予算配当及び予算執行審査に関すること。 (5) 教科書の無償給与事務に関すること。 (6) 教材用備品に関すること。 (7) スクールバス及び通学補助に関すること。 (8) 児童生徒の就学援助に関すること。 (9) 教育美術展及び科学技術展に関すること。 (10) 学校事務の共同実施に関すること。 (11) 学校事務研究会に関すること。 (12) 学校教育予算に関すること。 (13) 小・中学校適正規模・適正配置に関すること。 (14) 学校の設置及び廃止に関すること。
<p>学校教育班</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学級編制に関すること。 (2) 教職員の服務管理に関すること。 (3) 教職員の人事に関すること。 (4) 教材教具の整備に関すること。 (5) 学校統計に関すること。 (6) 外国語指導助手及び英語指導助手に関すること。 (7) 学校評議員に関すること。 (8) 特別支援教育に関すること。 (9) 教職員の福利厚生に関すること。 (10) 教職員の職員団体に関すること。 (11) 教科用図書の採択及び教材に関すること。 (12) 校長会及び教頭会等に関すること。 (13) 研究指定・教職員研修に関すること。 (14) 学校の行事等に関すること。 (15) 学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関

		<p>する専門的事項（教育相談等を含む。）に関すること。</p> <p>(16) 人権教育に関すること。</p>
	学校保健班	<p>(1) 児童生徒及び教職員の健康管理に関すること。</p> <p>(2) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関すること。</p> <p>(3) 児童生徒の福利厚生に関すること。</p> <p>(4) 就学时健康診断に関すること。</p> <p>(5) 学校の環境衛生に関すること。</p> <p>(6) 結核対策に関すること。</p> <p>(7) 学校給食に関すること。</p> <p>(8) 児童生徒の安全に関すること。</p> <p>(9) 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関すること。</p> <p>(10) 学校体育に関すること。</p>
生涯学習課	生涯学習班	<p>(1) 生涯学習の推進に関すること。</p> <p>(2) 生涯学習の企画、調査及び連絡調整に関すること。</p> <p>(3) 社会教育施設の運営に関すること。</p> <p>(4) 社会教育委員に関すること。</p> <p>(5) 社会教育指導員に関すること。</p> <p>(6) 成人教育に関すること。</p> <p>(7) 人権及び同和教育に関すること。</p> <p>(8) 市立図書館に関すること。</p> <p>(9) 社会教育団体の育成及び支援に関すること。</p> <p>(10) 市民芸術文化活動の推進に関すること。</p> <p>(11) 文化団体の育成及び支援に関すること。</p> <p>(12) 公民館講座の企画調整に関すること。</p> <p>(13) 公民館に関すること。</p>

		<ul style="list-style-type: none"> (14) 公民館運営審議会に関する事。 (15) 自治公民館の支援に関する事。 (16) 児童青少年教育に関する事。 (17) 児童青少年団体の育成及び指導者育成に関する事。 (18) 児童青少年関係機関との連絡調整に関する事。 (19) ユネスコ活動に関する事。 (20) その他生涯学習に関する事。
スポーツ振興課	スポーツ振興班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 社会体育の推進に関する事。 (2) 社会体育の企画、調査及び連絡調整に関する事。 (3) スポーツ推進委員に関する事。 (4) 学校体育施設の開放に関する事。 (5) 社会体育団体の育成及び支援に関する事。 (6) 体力づくりの推進及び実施に関する事。 (7) 社会体育施設の運営に関する事。 (8) 社会体育施設の使用等に関する事。 (9) その他社会体育に関する事。
文化財課	文化財班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 文化財の調査、研究及び保護に関する事。 (2) 文化財保護審議会に関する事。 (3) 資料館等の整備及び管理運営に関する事。
世界遺産推進室	世界遺産推進班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 世界遺産の推進に関する事。

別表第2 (第3条関係)
教育振興班の事務分掌

- (1) 奨学資金に関する事。
- (2) 学校教育施設の維持管理に関する事。
- (3) 児童生徒の就学、転学、退学等に関する事。
- (4) 児童生徒の就学援助に関する事。

- (5) 市立小・中学校に関する事。
- (6) 生涯学習の推進に関する事。
- (7) 社会教育施設の維持及び管理運営に関する事。
- (8) 社会教育団体の育成及び支援に関する事。
- (9) 公民館講座に関する事。
- (10) 公民館に関する事。
- (11) 児童青少年団体の育成及び指導者育成に関する事。
- (12) 市民芸術文化活動の推進に関する事。
- (13) 文化団体の育成に関する事。
- (14) 社会体育の推進に関する事。
- (15) 学校体育施設の開放に関する事。
- (16) 体力づくりの推進及び実施に関する事。
- (17) 社会体育施設の維持及び管理運営に関する事。
- (18) 社会体育施設の使用等に関する事。
- (19) その他体育施設に関する事。
- (20) 文化財に関する事。

議案第9号

南島原市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について

提案理由

北有馬幼稚園について、令和2年3月31日をもって廃止し、令和2年4月1日から認定こども園へ移行するため、所要の改正を行うもの。

令和2年3月26日提出

南島原市教育委員会
教育長 永田 良二

南島原市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

南島原市教育委員会公印規則（平成18年南島原市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第2条、第9条関係）

名称	ひな型 番号	書体	寸法（ミ リメートル）	個数	保管者	用途
南島原市教育委員会印	1	隸書	方21	1	教育総務課長	一般用
南島原市教育委員会印	2	隸書	方36	1	教育総務課長	表彰等用
南島原市教育長印	3	隸書	方21	1	教育総務課長	一般用
南島原市教育長職務代理人印	4	隸書	方21	1	教育総務課長	一般用
南島原市立〇〇小学校	5	隸書	方36	各1	南島原市立各小学校長	卒業証書等用
南島原市立〇〇小学校長印	6	隸書	方21	各1	南島原市立各小学校長	一般用
南島原市立〇〇中学校	7	隸書	方36	各1	南島原市立各中学校長	卒業証書等用
南島原市立〇〇中学校長印	8	隸書	方21	各1	南島原市立各中学校長	一般用

南島原市立〇〇 学校給食センター 一所长印	9	隸書	方21	各1	各学校給食セン ター一所长	一般用
南島原市〇〇公 民館長印	10	隸書	方21	各1	南島原市各公民 館長	一般用
南島原市〇〇図 書館長印	11	隸書	方21	各1	南島原市各図書 館長	一般用
南島原市深江ふ るさと伝承館長 印	12	隸書	方21	1	南島原市深江ふ るさと伝承館長	一般用
南島原市ありえ コレジヨホール 館長印	13	隸書	方21	1	南島原市ありえ コレジヨホール 館長	一般用
南島原市〇〇B &G海洋センタ 一所长印	14	隸書	方21	各1	南島原市各B& G海洋センター 所长	一般用
南島原市〇〇歴 史民俗資料館長 印	15	隸書	方21	各1	南島原市各資料 館長	一般用

別表第2（第2条関係）

1	2	3	4
南 島 原 市 教 育 委 員 会 印	南 島 原 市 教 育 委 員 会 印	南 島 原 市 教 育 長 印	南 島 原 市 教 育 委 員 会 委 員 長 職 務 代 理 者 印
5	6	7	8
南 島 原 市 立 ○ ○ 小 学 校	南 島 原 市 立 ○ ○ 小 学 校 長 印	南 島 原 市 立 ○ ○ 中 学 校	南 島 原 市 立 ○ ○ 中 学 校 長 印
9	10	11	12
南 島 原 市 立 ○ ○ 学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長 印	南 島 原 市 ○ ○ 公 民 館 長 印	南 島 原 市 ○ ○ 図 書 館 長 印	南 島 原 市 深 江 ふ る さ と 伝 承 館 長 印
13	14	15	
南 島 原 市 あ り え コ レ ジ ョ ホ ー ル 館 長 印	南 島 原 市 ○ ○ B & G 海 洋 セ ン タ ー 所 長 印	南 島 原 市 ○ ○ 歴 史 民 俗 資 料 館 長 印	

備考

- 1 配字及び行数は、必要により変更することができる。
- 2 配字上必要があるときは、「印」の文字の前に「之」の文字を加えることができる。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

南島原市教育委員会公印規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新							旧						
別表第1 (第2条、第9条関係)							別表第1 (第2条、第9条関係)						
名称	ひな型 番号	書体	寸法(ミ リメート ル)	個数	保管者	用途	名称	ひな 型番 号	書体	寸法 (ミ リメ ート ル)	個数	保管者	用途
南島原市教育委員会印	1	隸書	方21	1	教育総務課長	一般用	南島原市教育委員会印	1	隸書	方21	1	教育総務課長	一般用
南島原市教育委員会印	2	隸書	方36	1	教育総務課長	表彰等用	南島原市教育委員会印	2	隸書	方36	1	教育総務課長	表彰等用
南島原市教育長印	3	隸書	方21	1	教育総務課長	一般用	南島原市教育長印	3	隸書	方21	1	教育総務課長	一般用
南島原市教育長職務代理人印	4	隸書	方21	1	教育総務課長	一般用	南島原市教育長職務代理人印	4	隸書	方21	1	教育総務課長	一般用
南島原市立〇〇小学校	5	隸書	方36	各1	南島原市立各小学校長	卒業証書等用	南島原市立〇〇小学校	5	隸書	方36	各1	南島原市立各小学校長	卒業証書等用
南島原市立〇〇小学校長印	6	隸書	方21	各1	南島原市立各小学校長	一般用	南島原市立〇〇小学校長印	6	隸書	方21	各1	南島原市立各小学校長	一般用
南島原市立〇〇中学校	7	隸書	方36	各1	南島原市立各中学校長	卒業証書等用	南島原市立〇〇中学校	7	隸書	方36	各1	南島原市立各中学校長	卒業証書等用
南島原市立〇〇中学校長印	8	隸書	方21	各1	南島原市立各中学校長	一般用	南島原市立〇〇中学校長印	8	隸書	方21	各1	南島原市立各中学校長	一般用
南島原市立〇〇学校給食センター所長印	9	隸書	方21	各1	各学校給食センター所長	一般用	南島原市立〇〇学校給食センター所長印	9	隸書	方21	各1	各学校給食センター所長	一般用

新						
南島原市〇〇公民館長印	10	隸書	方21	各1	南島原市各公民館長	一般用
南島原市〇〇図書館長印	11	隸書	方21	各1	南島原市各図書館長	一般用
南島原市深江ふるさと伝承館長印	12	隸書	方21	1	南島原市深江ふるさと伝承館長	一般用
南島原市ありえコレジヨホール館長印	13	隸書	方21	1	南島原市ありえコレジヨホール館長	一般用
南島原市〇〇B&G海洋センター所長印	14	隸書	方21	各1	南島原市各B&G海洋センター所長	一般用
南島原市〇〇歴史民俗資料館長印	15	隸書	方21	各1	南島原市各資料館長	一般用

別表第2 (第2条関係)

1	2	3	4
---	---	---	---

旧						
一所長印						
南島原市立北有馬幼稚園	10	隸書	方36	1	南島原市立北有馬幼稚園長	表彰等用
南島原市立北有馬幼稚園長印	11	隸書	方21	1	南島原市立北有馬幼稚園長	一般用
南島原市〇〇公民館長印	12	隸書	方21	各1	南島原市各公民館長	一般用
南島原市〇〇図書館長印	13	隸書	方21	各1	南島原市各図書館長	一般用
南島原市深江ふるさと伝承館長印	14	隸書	方21	1	南島原市深江ふるさと伝承館長	一般用
南島原市ありえコレジヨホール館長印	15	隸書	方21	1	南島原市ありえコレジヨホール館長	一般用
南島原市〇〇B&G海洋センター所長印	16	隸書	方21	各1	南島原市各B&G海洋センター所長	一般用
南島原市〇〇歴史民俗資料館長印	17	隸書	方21	各1	南島原市各資料館長	一般用

別表第2 (第2条関係)

1	2	3	4
---	---	---	---

新

旧

南島原市 教育委員 会印	南島原市 教育委員 会印	南島原 市教育 長印	南島原市 教育長職務 代理者印
--------------------	--------------------	------------------	-----------------------

南島原市 教育委員 会印	南島原市 教育委員 会印	南島原 市教育 長印	南島原市 教育長職務 代理者印
--------------------	--------------------	------------------	-----------------------

5

6

7

8

5

6

7

8

南島原市 立〇〇 小学校	南島原市 立〇〇小 学校長印	南島原市 立〇〇 中学校	南島原市 立〇〇中 学校長印
--------------------	----------------------	--------------------	----------------------

南島原市 立〇〇 小学校	南島原市 立〇〇小 学校長印	南島原市 立〇〇 中学校	南島原市 立〇〇中 学校長印
--------------------	----------------------	--------------------	----------------------

9

10

11

12

9

10

11

12

南島原市立 〇〇学校 給食センタ ー所長印	南島原市 〇〇公 民館長印	南島原市 〇〇図 書館長印	南島原市深 江ふるさと 伝承館長印
--------------------------------	---------------------	---------------------	-------------------------

南島原市立 〇〇学校 給食センタ ー所長印	南島原市 立北有馬 幼稚園	南島原市立 北有馬幼 稚園長印	南島原市 〇〇公 民館長印
--------------------------------	---------------------	-----------------------	---------------------

13

14

15

13

14

15

16

南島原市 ありえコレ ジヨホール 館長印	南島原市 〇〇B & C 海洋センタ ー所長印	南島原市 〇〇歴 史民俗資 料館長印	
-------------------------------	----------------------------------	-----------------------------	--

南島原市 〇〇図 書館長印	南島原市深 江ふるさと 伝承館長印	南島原市 ありえコレ ジヨホール 館長印	南島原市 〇〇B & C 海洋センタ ー所長印
---------------------	-------------------------	-------------------------------	----------------------------------

新	旧
<p>備考</p> <p>1 配字及び行数は、必要により変更することができる。</p> <p>2 配字上必要があるときは、「印」の文字の前に「之」の文字を加えることができる。</p>	<p>17</p> <div data-bbox="1144 293 1350 501" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>南 島 原 市 ○ ○ 歴 史 民 俗 資 料 館 長 印</p> </div> <p>備考</p> <p>1 配字及び行数は、必要により変更することができる。</p> <p>2 配字上必要があるときは、「印」の文字の前に「之」の文字を加えることができる。</p>

○南島原市教育委員会公印規則

平成18年3月31日教育委員会規則第7号

改正

平成22年3月26日教育委員会規則第3号

平成28年12月26日教育委員会規則第26号

南島原市教育委員会公印規則

(趣旨)

第1条 この規則は、南島原市教育委員会及びその所管に属する学校その他の教育機関において使用する公印に関し、別に定めるものを除き、必要な事項を定めるものとする。

(公印の名称等)

第2条 公印の名称、ひな型番号、書体、寸法、個数、保管者及び用途は、別表第1のとおりとし、公印のひな形は、別表第2のとおりとする。

(公印の管理)

第3条 公印の管理に関する事務は、教育次長が総括する。

(公印の保管)

第4条 公印の保管及び使用については、保管者が責任をもって行わなければならない。

2 公印は、所定の保管場所以外に持ち出してはならない。ただし、保管者が必要と認めるときは、この限りでない。

(公印の使用)

第5条 公印を押印しようとする者は、決裁済書類及び押印を必要とする文書その他を保管者に提示しなければならない。

2 学校における公印の使用及び押印の手続等については、各学校長が定めるものとする。

(公印台帳)

第6条 教育次長は、公印台帳(様式第1号)を備えて、公印の種類、印影その他必要な事項を登録しておかななければならない。

(公印の新調、改刻及び廃止)

第7条 公印の保管者は、公印を新調し、改刻し、又は廃止しようとする場合は、公印新調・改刻・廃止申請書(様式第2号)を教育次長に提出しなければならない。

(公印の事故)

第8条 公印の保管者は、公印に盗難、紛失等の事故が生じたときは、公印事故報告書(様式第3号)により、速やかに教育次長を経て教育長に報告しなければならない。

(印影の印刷)

第9条 定例的かつ定型的な文書で、公印を多数押印する必要があると教育次長が認めるときは、公印の押印に代えて公印の印影を印刷することができる。

2 前項の場合において、印刷物の都合により別表第1の定めにより難しいときは、これを縮小又は拡大して印刷することができる。

3 前2項の規定により公印の印影を印刷しようとするときは、公印印影印刷申請書(様式第4号)により、教育次長に申請して承認を受けなければならない。

4 印刷に使用した公印の印影の原版及び印刷した文書は、厳重に保管し、不用となったときは、当該印影の原版及び印刷した文書を、速やかに、焼却、裁断等適当な方法により破棄しなければならない。

(電子計算組織による公印)

第10条 電子計算組織を利用して証明、通知等を行う文書のうち、教育次長が特に必要があると認めるときは、公印の押印に代え、電子印を使用することができる。

2 前項の規定により電子印を使用するときは、電子印使用申請書（様式第5号）により、教育次長に申請して承認を受けなければならない。

3 第1項の規定により電子印を使用するときは、印刷の改ざんその他不正な使用を防止するため、当該公印の印影のデータを適正に管理しなければならない。

（その他）

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成18年3月31日から施行する。

附 則（平成22年3月26日教育委員会規則第3号）

この教育委員会規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月26日教育委員会規則第26号）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年12月26日から施行する。

（経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）

附則第2条第1項の場合においては、改正後の別表第1及び別表第2の規定は適用せず、改正前の別表第1及び別表第2の規定は、なおその効力を有する。

別表第1（第2条、第9条関係）

名称	ひな型 番号	書体	寸法（ミ リメートル）	個数	保管者	用途
南島原市教育委員会印	1	隸書	方21	1	教育総務課長	一般用
南島原市教育委員会印	2	隸書	方36	1	教育総務課長	表彰等用
南島原市教育長印	3	隸書	方21	1	教育総務課長	一般用
南島原市教育長職務代理者印	4	隸書	方21	1	教育総務課長	一般用
南島原市立〇〇小学校	5	隸書	方36	各1	南島原市立各小学校長	卒業証書等用
南島原市立〇〇小学校長印	6	隸書	方21	各1	南島原市立各小学校長	一般用
南島原市立〇〇中	7	隸書	方36	各1	南島原市立各中	卒業証書

学校					学校長	等用
南島原市立〇〇中学校長印	8	隸書	方21	各1	南島原市立各中学校長	一般用
南島原市立〇〇学校給食センター所長印	9	隸書	方21	各1	各学校給食センター所長	一般用
南島原市〇〇公民館長印	10	隸書	方21	各1	南島原市各公民館長	一般用
南島原市〇〇図書館長印	11	隸書	方21	各1	南島原市各図書館長	一般用
南島原市深江ふるさと伝承館長印	12	隸書	方21	1	南島原市深江ふるさと伝承館長	一般用
南島原市ありえコレジヨホール館長印	13	隸書	方21	1	南島原市ありえコレジヨホール館長	一般用
南島原市〇〇B&G海洋センター所長印	14	隸書	方21	各1	南島原市各B&G海洋センター所長	一般用
南島原市〇〇歴史民俗資料館長印	15	隸書	方21	各1	南島原市各資料館長	一般用

別表第2（第2条関係）

1	2	3	4
南 島 原 市 教 育 委 員 会 印	南 島 原 市 教 育 委 員 会 印	南 島 原 市 教 育 長 印	南 島 原 市 教 育 長 職 務 代 理 者 印
5	6	7	8
南 島 原 市 立 ○ ○ 小 学 校	南 島 原 市 立 ○ ○ 小 学 校 長 印	南 島 原 市 立 ○ ○ 中 学 校	南 島 原 市 立 ○ ○ 中 学 校 長 印
9	10	11	12
南 島 原 市 立 ○ ○ 学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長 印	南 島 原 市 ○ ○ 公 民 館 長 印	南 島 原 市 ○ ○ 図 書 館 長 印	南 島 原 市 深 江 ふ る さ と 伝 承 館 長 印
13	14	15	
南 島 原 市 あ り え コ レ ジ ャ ホ ー ル 館 長 印	南 島 原 市 ○ ○ B & G 海 洋 セ ン タ ー 所 長 印	南 島 原 市 ○ ○ 歴 史 民 俗 資 料 館 長 印	
17			

備考

- 1 配字及び行数は、必要により変更することができる。
- 2 配字上必要があるときは、「印」の文字の前に「之」の文字を加えることができる。

様式第1号 (第6条関係)

公 印 台 帳

公 印 の 名 称			
保 管 課 (所) 名			
保 管 者 職 名			
使 用 区 分			
使 用 開 始 年 月 日			
形 状 及 び 印 材			
寸 法			
使 用 廃 止 年 月 日			
印 影		備 考	

様式第2号 (第7条関係)

公印新調・改刻・廃止申請書

年 月 日

教育次長 様

公印保管者

職 氏 名

次のとおり公印を新調・改刻・廃止したいので申請いたします。

公印の名称		ひな形
ひな形番号		
寸法	方___ミリメートル 径___ミリメートル 縦___ミリメートル×横___ミリメートル	
形状及び印材		印影
書体		
個数	個	
使用区分		
保管者		
保管課(所)名		
使用開始・廃止 年 月 日	・使用開始 年 月 日 ・使用廃止 年 月 日	
備考		

様式第3号 (第8条関係)

公 印 事 故 報 告 書

年 月 日

教育次長 様

公印保管者
職 氏 名

次のとおり公印に事故がありましたので報告いたします。

報 告	公 印 の 名 称	
	事 故 年 月 日	
	事 故 発 生 場 所	
	事 故 の 内 容
	事 故 発 生 時 の 保 管 状 況
教 育 総 務 課 記 入 欄	処 理 状 況
	そ の 他	

様式第4号 (第9条関係)

公印印影印刷申請書

年 月 日

教育次長 様

課 (室) 長等

次のとおり公印印影を印刷して使用したいので申請します。

公印の名称				印 影
保 管 者				
ひな形番号				
公印の印刷を要する文書				
公印印影寸法	<input type="checkbox"/> ミリメートル		<input type="checkbox"/> 原 寸	
印刷数量及び使用期間	・印刷数量 ・使用期間		枚 (部) 年 月 ~ 年 月	
印刷理由				
.....				
.....				
前回印刷数量	年 月印刷		枚 (部)	
担 当 者	課 (室) 等	氏 名	電話 (内線)	

[注意事項] 申請のときは、公印を印刷する文書等の見本を1部添付すること。

様式第5号 (第10条関係)

電 子 印 使 用 申 請 書

年 月 日

教育次長 様

課 (室) 長等

次のとおり電子印を使用したいので申請します。

電子印に使用する公印の名称			
ひな形番号			
電子印の使用を必要とする文書			
電子印の寸法	<input type="checkbox"/> ミリメートル	<input type="checkbox"/> 原寸	
電子印に関する情報の管理方法			
使用開始年月日	年 月 日から		
使用理由		
担 当 者	課 (室) 等	氏 名	電話 (内線)

[注意事項] 申請のときは、電子印を印刷する文書等の見本を1部添付すること。

議案第10号

南島原市立小・中学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について

提案理由

南島原市立小・中学校教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより、学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を講ずるため、規則を制定するもの。

令和2年3月26日提出

南島原市教育委員会
教育長 永田 良二

南島原市立小・中学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年長崎県条例第77号。以下「給特条例」という。）第8条の規定に基づき、南島原市立小・中学校に勤務する教育職員について正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置について必要な事項を定め、学校教育の水準の維持向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、「教育職員」とは、給特条例第2条第2項に規定する教育職員をいう。

2 この規則において、「在校等時間」とは、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。以下「給特法」という。）第7条の指針に規定する勤務時間をいう。

(上限時間)

第3条 南島原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、その学校の教育職員の在校等時間から所定の勤務時間（給特法第6条第3項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

(1) 1箇月について45時間

(2) 1年について360時間

(臨時的な特別の事情のある場合の上限時間)

第4条 教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前条の規定にかかわらず、教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

(1) 1箇月について100時間未満

(2) 1年について720時間

(3) 1箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1箇月、2箇月、3箇月、

4 箇月及び5 箇月の期間を加えたそれぞれの期間において1 箇月当たりの平均時間について80時間

(4) 1年のうち1 箇月において所定の勤務時間外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について6 箇月

(その他)

第5条 前2条に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。